

## 過去の指導事例（居住系サービス 資料 2）

## 1 報酬告示・留意事項通知を深読みする。

加算要件は、「報酬告示」「留意事項通知」等に記載されていますが、日常的に算定している加算ほど、算定要件を読み落としがちになります。

また、重要な算定要件が、何気ない通知の一文に紛れ込んでいる場合もあります。

加算等を算定しようとするときは、報酬告示や留意事項通知を深読みしてみてください。



## ○夜間支援等体制加算（Ⅱ）（共同生活援助）

…利用者に対して 夜間及び深夜 の時間帯を通じて、**定期的** な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして…

定期的、とはどのくらい？

※定期的～アセスメントや個別支援計画によって把握している、その利用者の支援の必要度合いによる。

## ○栄養マネジメント加算（施設入所支援）

…常勤の管理栄養士を 1 名以上配置していること。

…栄養アセスメントを踏まえ、**施設長** の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、サビ管…が、**共同して** 栄養ケア計画を作成すること。

いずれかの職種の者が欠けても  
だめ？

「施設長」って  
誰のこと？

## 2 報酬単価の意味を考えてみる。

障害福祉サービスは、原則として、利用者が、提供を受けたサービスの量に応じて、サービスの対価を負担する仕組みになっています。

このような視点で考えると、事業者は、職員の労力・管理コストなどを負担することの対価として、利用者から利用料を受領しているのであり、換言すれば、報酬単価の高低は、事業者が提供したサービスの質・量に比例するものともいえます。

加算等を算定する際は、本当にそれに見合うだけのコストを費やしているのか、という観点から、報酬単価を見てください。



## ○夜間支援等体制加算（Ⅰ）

夜間支援対象利用者が 5 人 ~ 269 単位

## ○夜間支援等体制加算（Ⅱ）

夜間支援対象利用者が 5 人 ~ 90 単位

この差は何？

巡回？

夜勤？

夜間に勤務するという点で、両者に共通点はありますが、加算（Ⅰ）は、（Ⅱ）の約 3 倍の報酬単価が設定されています。加算（Ⅱ）は、定期的な巡回で十分ですが、加算（Ⅰ）を算定している場合、「定期的な巡回」以上の支援を行っていますか？

- 帰宅時支援加算** 187 単位(外泊 3~6 日)又は 374 単位(同 7 日以上)
- ・利用者が、共同生活援助計画…に基づき家族等の居宅等に外泊した場合に、1 月に 1 回を限界として…算定する。
  - ・事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に…算定する。

→ 一月の外泊日数に応じて報酬単価が変わるものの、家族等と何回以上連絡すれば算定できるのかは定められていません。  
また、留意事項通知では、「連絡調整」の内容を示していません。  
報酬単価に相応する連絡回数や調整内容となっていますか？

### 3 丁寧な記録付けを心がける

報酬や加算については、一定の要件を満たすものとして市に届出を行えば自動的に算定できるものもありますが、支援を行ったことを記録に残しておく加算もあります。

支援者・職員の個人的な記憶に頼るのではなく、支援の際は逐一、記録を残しておくよう心がけてください。

記録



- ◎「記録すること」が算定要件として明示されているもの  
⇒体験利用支援加算(自立)など
- ◎「記録すること」が算定要件として明示されていないが、当然に必要なもの  
⇒通勤者生活支援加算(GH・自立)など

### 4 職員の入・退職、異動、勤務時間の変更を把握する。

基本報酬(人員欠如等の有無)だけでなく、人員配置体制配置加算や、福祉専門職員配置加算、目標工賃達成指導員配置加算など、職員の配置体制等によって算定可否が変動する加算があります。

職員が、退職したとき、別事業所に異動したとき、職種や勤務時間に変更になったときには、これらの加算算定要件が変動しないか、常にチェックしてください。